

利尻山登山利用検討会設置要領

1 目的

利尻礼文サロベツ国立公園利尻山登山道の適正な保護と利用の推進を図ることを目的として、利尻山の登山利用のあり方を定めた基本方針を作成するため、「利尻山登山利用検討会（以下「検討会」という。）」を設置するものである。

2 構成

- (1) 検討会は、学識経験者、関係機関、関係団体等のうちから北海道地方環境事務所長が依頼する検討員をもって構成する。
- (2) 検討会において、特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができる。
- (3) 検討会には、必要に応じ、分科会を置くことができる。

3 検討事項

- (1) 利尻山登山利用のあり方に関する事項
- (2) その他（1）の目的を達成するために必要な事項

4 座長

- (1) 検討会には座長を置き、検討員の互選によってこれを定める。
- (2) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (3) 座長に事故のあるときには、座長があらかじめ指名する検討員がその職務を代行する。

5 庶務

検討会の庶務は、北海道地方環境事務所国立公園・保全整備課及び稚内自然保護官事務所において行う。

利尻山登山利用検討会構成員

○検討員

北海道大学大学院農学研究科 准教授 愛甲 哲也
北海道大学大学院農学研究科 助教 菊池 俊一
利尻町立博物館 学芸係長 佐藤 雅彦
利尻富士町長 (産業建設課 商工観光係 主事 吉田 敏光)
利尻町長 (産業振興課 商工観光係 係長 小杉 和樹)
宗谷支庁 環境生活課長 (自然環境係 主任 棚橋 元)
宗谷森林管理署長 (利尻森林事務所 森林官 山岡 世志郎)
稚内警察署長 (駕泊駐在所 巡査長 森谷 一仁)
利尻富士町観光協会 会長 黒川 健一
利尻町観光協会 会長 (中原 憲彰)
利尻愛山会 会長 (事務局長 長岡 俊裕)
利尻自然ガイドサービス 渡辺 敏哉
利尻礼文サロベツ国立公園パークボランティア 佐藤 里恵

○事務局

北海道地方環境事務所 稚内自然保護官事務所
北海道地方環境事務所 国立公園・保全整備課